

続・「Aない声かけ3か月運動」の実施について

栃木労働基準監督署長より、令和3年10月5日付け栃木基署発1005第3号「続・「Aない声かけ3か月運動」の実施について(協力要請)」をもって、当協会会長あて標記に係る運動の積極的な展開への協力要請がありました。

背景には、栃木県内全体においても、また、栃木労働基準監督署管内においても労働災害が急増しており、本年5月24日～8月31日までの100日間にわたる緊急災害防止運動(別称：Aない声かけ運動)を見直し、労働災害防止の徹底を図るため、10月1日～12月31日まで続・「Aない声かけ3か月運動」として、栃木労働基準監督署管内を含め全県下で展開することとしたものです。

- 詳細は、栃木労働局「[Aない声かけ3か月運動の実施について\(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)」を検索してください。